

官報
號外

昭和五十年三月十四日

○第七十五回
國會衆議院會議錄 第十一號

昭和五十年三月十四日(金曜日)

議事日程 第十号

日清三十一年三月

第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案

第三 第二 倉庫物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
山村振興法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外十二名提出)
第四 農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出)
改正法第三千七百二十二条の規定に基づく

承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件
永年在職の議員久保田鶴松君、根本龍太郎君及び前田正男君に対し、院議をもつて功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件（議長発議）

日程第一 道路運送車両法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第一 農産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 山村振興法の一部を改正する法律案(坂村吉正君外十二名提出)

昭和五十年三月十四日 衆議院会議録第十一号

永年在職議員の表彰の件

○議長(前尾繁三郎君) これより会議を開きま
す。

〔被表彰議員登壇、拍手〕

「彼長形義員登真、白川」

この贈呈方は議長において取り計らいます。

議員前田正男君は衆議院議員に当選すること十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の労を多とし特に院議をもつてこれを表彰する

〔拍手〕
議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。
つて、さよう決定いたしました。
これより表彰文を順次朗読いたします。
議員久保田鶴松君は衆議院議員に当選すること
十回在職二十五年に及び常に憲政のために尽く
し民意の伸張に努められた
よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院
議をもつてこれを表彰する

〔異議なし〕平野哲也
保田松松君、根本龍太郎君及び前田正男君に対し、先例により、院議をもつてその功労を表彰したいと存じます。(拍手)表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありません。

それであります。これを讀むと、久保田審林

私どもは、昭和二十二年四月第一十三回衆議院議員総選挙におきまして、初めて本院の議席を獲得、新憲法のもとに新たに召集されました第一回国会に臨んだのであります。自來、二十五年の長きにわたり本院に在職し、今日の榮誉に浴することができましたことは、先輩同僚議員の温かい御厚情、御鞭撻と、多年にわたる郷土の皆様方の御理解ある御支援のたまものでありますて、衷心より感謝申し上げる次第でござります。(拍手)

いまや、わが国内外の情勢はきわめて重大であります。私どもは、同僚諸賢の驥尾に付し、微力ではありまするが、議会人として国民各位の信頼を得と期待にこたえるべく、最善の努力を尽くす覚悟でございます。

○議長(前尾繁三郎君) 本日表彰を受けられました他の議員諸君のあいさつにつきましては、この会議録に掲載することといたします。(拍手)

根本龍太郎君のあいさつ
このたび、本院永年勤続議員として院議長

きまして、特別の措置を講ずる等、山村振興対策の充実を図らうとするものであります。本案は、三月十三日付託され、同日提出者を代表して坂村吉正君から提案理由の説明を聴取し、委員長が委員会を代表して政府の見解をただし後、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

次に、農林水産委員長提出、農業協同組合併助成法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

農業協同組合併助成法は、昭和三十六年に制定され、その後昭和四十一年、昭和四十五年及び昭和四十七年の三回にわたる法改正が行われ、同法に基づく合併経営計画の提出期限についての延長措置が講じられてまいりました。

その間、農業協同組合の合併は、関係者の努力により一応の成果をおさめてまいりたのであります。が、いまだに五百戸未満という零細規模の組合が相当数存在しております、これら組合の中には、今後合併を行い、その組織事業並びに経営体制の強化を図ろうと意向しているものが相当数あると見られるのであります。

このよろんな実情にかんがみ、本年三月三十一日をもつて期限切れとなる同法に基づく都道府県知事による合併に関する計画の認定制度の適用期間を、さらに三年間延長し、合併計画の認定を受けた合併した農業協同組合に対しては、従前どおり、法人税、登録免許税等の減免措置の特例を与えて、合併促進の一助にしようとして、ここに本案を提出した次第であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

本案は、委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本案は可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は可決いたしました。

日程第五 放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員会理事宇田國榮君。

放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔宇田國榮君登壇〕

○宇田國榮君 ただいま議題となりました放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件に関し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、国会の承認を求めるようとするものであります。

まず、収支予算について申し上げますと、事業収支においては、事業収入は、前年度に比べて三億八千万円増の一一千三百十三億三千五百万円であります。日程第一及び第三の両案を一括して採決

いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

十億三千万円増の一一千二百七十九億七千万円を予定しております。これに対し、事業支出は、前年

度に比べて二百十九億六千万円増の一一千五百一十九億一千万円となつております。その結果、事業収支は二百十五億八千万円の支出超過となつております。これについては、資本収入と資本支出の差額二百十五億八千万円をもつて補てんすることとなりたしております。

また、資本収支においては、収入三百七十七億六千万円、支出百六十一億八千万円の規模となつておりますが、このうち、中継局の建設、放送設備の整備等のための建設費として百三十億円を計上しております。

次に、事業計画は、難視聴の解消を図るための中継局等の建設、放送番組内容の刷新、及び設備の整備等のための建設費として百三十億円を計上しております。

次に、事業計画は、難視聴の解消を図るための中継局等の建設、放送番組内容の刷新、及び設備の整備等のための建設費として百三十億円を計上しております。

最後に、資金計画は、収支予算及び事業計画に對応する年度中の資金の需要及び調達に関する計画を立てております。

なお、本件には、「おおむね適當である」との郵政大臣の意見が付されております。

通信委員会におきましては、二月二十一日本件の付託を受け、数回の会議の後、三月十三日、討論もなく、採決を行つた結果、全会一致をもつて、本件は、これを承認すべきものと議決した次第であります。

なお、委員会は、本件に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案に係る附帯決議を付したこととを申し添えておきます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。

本件は、委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、本件は委員長報告のとおり承認するに決

しました。

○羽田孜君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。

すなわち、この際、内閣提出、犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 羽田孜君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。

○議長(前尾繁三郎君) 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

(内閣提出)

委員長の報告を求めます。法務委員長小宮山重四郎君。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小宮山重四郎君登壇〕

○小宮山重四郎君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本件は、中央更生保護審査会の最近における恩赦申事件の著しい増加の傾向にかんがみ、同審査会の機能を強化するため、委員四人のうち二人を常勤とし、それに伴う改正をしようとするもの

であります。

当委員会においては、二月十二日提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取するなど、

慎重審査を行い、本日質疑を終了し、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明

○議長(前尾繁三郎君) 内閣提出、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。国務大臣佐々木義武君。

〔議長退席 副議長着席〕

〔國務大臣佐々木義武君登壇〕

○國務大臣(佐々木義武君) 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

原子力の開発利用は、現下のエネルギー問題に対処してわが国エネルギーの安定供給を確保するため、大きな役割りを果たすものであり、政府としては、その推進に努力してきたところであります。

しかしながら、その安全性については、必ずしも国民から万全の信頼を得ているとは言いたい状況にあります。政府は、原子力平和利用の推進に当たっては、まず第一に、その安全性確保のために万全を期し、国民の理解と協力を得なければなりませんと考へております。このため、研究、開発と安全規制とを同一の局で行っている現行の原子力行政体制の中から、原子力の安全規制等原子力の安全確保に関する機能を分離、独立させ、これ

を強化することにより、安全確保の明確な責任体制を確立することがぜひとも必要と考えるものであります。

なお、これとあわせて、安全を確保するために必要な試験研究等についても抜本的な強化を図り、安全の確保に万全を期したいと考えております。

この法律案は、このような観点から、現在の原子力局の事務のうち、核燃料物質及び原子炉に関する規制に関する事務、原子力利用に伴う障害防止に関する事務等、原子力の安全規制に関するものを分離し、これを一体的かつ効率的に処理する体制として、新たに原子力安全局を設置するとともに、その所掌事務を定めようとするものであります。

なお、これらの改正とあわせて、科学審議官の定数を三人以内から一人に減じ、原子力局の次長二人を廃止して原子力安全局に次長一人を置くため、所要の改正を行っております。

以上が、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○副議長(秋田大助君) ただいまの趣旨説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。竹中修一君。

〔竹中修一君登壇〕

○竹中修一君 私は、ただいま提案されました科学技術庁設置法の一部改正法律案に関連し、自由民主党を代表して、政府の原子力政策並びに原子力行政に関する所見を伺い、二、三の質疑を行わんとするものであります。

私は、わが国最初の原子力船の臨界出力試験をこの目で確かめてみたいたいと思い、お許しをいただきました。昨年八月二十四日から十一日間、全く個人の資格で原子力船「むつ」に乗り込んだものであります。

す。したがいまして、「むつ」の出港から洋上試験、放射線漏れのトラブル、「むつ」問題解決のための政府、青森県、むつ市、県漁連との四者協定の締結、「むつ」の帰港など、各時点、各段階において、実際に現場において、これに立ち会っていたものであります。

私は、この一連の経験を通じて、わが国の原子力行政の現況並びにそのあり方について、いろいろと思いをめぐらしてみました。まず、第一に感じたことは、原子力船「むつ」の安全性に対し、現地の住民、漁民が最後まで信頼を持てなかつたことであります。それは大型船舶の燃料が油から原子力にかわる方がよろしいという概念には賛成できても、現実の原子力船「むつ」には賛成できかねるということであります。原子力船「むつ」は、もともと実験船でありますから、トラブルが起こることもあり得ることでありますけれども、その場合でも、人畜の殺傷、あるいは環境汚染等は絶対にあり得ないような安全対策を講じているという地元民への説得の努力が不十分だったと思います。これは実験担当の日本原子力船事業団のみならず、これを監督指導する立場にある政府当局にも言えることであります。

さらに、その後、本件に関しての国会論議を感じましたことは、原子力の安全審査及びその後の安全監視について、責任体制があいまいであるということであります。

もう一つは、現在の原子力行政が、原子力の開發が先行してしまって、廃棄物処理、温排水あるいは再処理など、いわゆる後始末の問題がおくれていることあります。すなわち、原子力行政全局を通じて見て、バランスがとれていないということを痛感いたしました。

この意味で、政府が絶需要抑制予算の中で原子力の安全研究予算を大幅に増額することとともに、特力の安全研究予算を大幅に増額することとともに、特に、今回ただ一つ、科学技術庁の中に原子力安全局を新設されんとすることは、原子力行政のうちにして進めていかれるのでありますか、また、こ

で、特に安全関係に重点を注ぐという強い政治姿勢を示したものと、私は大いに賛意を表するものであります。(拍手)

総理は、本国会の施政方針演説の中で、「原子力平和利用の促進、原子力安全局の新設、新エネルギーの技術開発に重点を置きました。」と述べておられます。一昨年のオイルショック以来、わが国ののみならず、世界各国において次のエネルギー源として、すでに実用段階に入った核分裂方式による原子力利用を考えていることは、周知の事実であります。その意味で、総理の御所見は妥当なものであると思うのですが、翻つて、わが国の原子力利用の現状はいかがでありますか。

わが国で、現在実用に入った原子力発電所は八カ所あるはずであります。修理、検査、点検中のものとをはすと、本日実際に稼働しているものは二基にすぎないのであります。原子炉の採算稼働率は七〇%程度と聞いておりますが、いままでの原子炉は、稼働していた場合でも七〇%を大幅に下回っているのが事実であります。原子力発電所は、このほか、建設中のものが十五基、建設準備中のものが二基あるわけであります。が、いずれも大幅に完成がおくれていています。原子力船についても、またそのとおりであります。

かかる事態を政府はどうようと認識されておられるのか、その基本的な原因はどこにあるのか、総理の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

政府は、わが国の原子力開発計画の基本的な目標として、昭和四十七年六月、原子力委員会の策定した原子力開発利用長期計画にのっとっているのであります。この計画は、原子力開発の各項目についてそれぞれ目標を定めたものであります。それによると、昭和六十年度の原子力発電規模を六千万キロワットとしているのであります。政府は、さきに申し述べましたような客觀的情勢を踏まえて、今後、原子力の開発利用をどのようにして進めていかれるのでありますか、また、こ

の長期計画をこのまま進めていくつもりであるかどうか、総理にお尋ねをいたします。

次に、現在の原子炉設置の安全規制に関する機構上の問題についてお伺いしたいと思います。

それは、現在の安全規制は、原子力発電について見れば、原子炉設置許可段階は原子力委員会、すなわち科学技術庁が、詳細設計及び工事方法についての認可段階の審査、使用前の検査、定期検査等は通産省が行っています。船の場合は運輸省であります。私は、原子力船の場合、運輸省は船体あるいはタービンエンジン等の検査をするものであつて、船舶用の原子炉に関する責任者は原子力委員会、すなわち科学技術庁であると思つていたのであります。ところが、現実は、行政上の責任が科学技術庁と運輸省、原発の場合には通産省に分割されております。

私は、こういう点から考えてみて、たとえ原子力安全局ができたからといって、科学技術庁の中で責任の分界とはできるかもしれませんけれども、政府としては、依然として統括して責任を負うところがないようになります。今後、ますます原子力利用の安全確認の必要性や事務量が増大していく趨勢にあるわけではありますが、これに対応して、的確に、かつ迅速な行政上の処理が必要になるのであります。果たして関連行政機関の連携が緊密にできるものであります。しかし、私がまだ大丈夫であると思つておられるのかどうか、お伺いいたしました。

今後、原子力利用の事業を進めていくためには、まず、第一に、地元住民の理解と協力を得なければならぬわけであります。この協力を得る方策についてお伺いしたいと思ひます。原子力船の場合も、原子力発電所の場合も、元の一部から反対運動が起こつて進展していない

のであります。一体どこにその原因があるのでありますか。

考えてみますと、第一に、安全と環境問題に対する漠然たる不安があることであります。これ

は、いわゆる核アレルギー、または放射能ノイローゼと言われております。放射能漏れと放射線漏れとを混同した報道等もこれに輪をかけています。

第二に、地元への利益還元が薄いという不満であります。これは、ややもすれば、ごね得と言われる運動にもなりかねません。

三番目は、原子力は賛成だが、自分のところへは来てもらいたくないという心情であります。これは地域エゴと言われても仕方がありません。

第四に、政府のやることは、何でも反対という反対グループがあることを否定できません。

私は、核アレルギー、または放射能ノイローゼと言われるものは、正しい科学知識の普及を平易な形でどしどしありつけば解消できるものと思ひます。特に、最近沿岸漁民の心配している温排水の問題は、漁業補償をするからよいのだとか、ハマチやアワビの養殖にいいといつたような従来のやり方ではなく、科学的な裏づけのもとに弊害をなくし、できれば、逆にこれを活用するといふ方策の究明が必要だと思ひますが、いざに

いたします。

竹中君が御指摘になりましたように、日本は、二十一世紀が来れば新しいエネルギーの開発が行われるでしょうけれども、その間、火力発電、これを補つていくためには、やはり原子力発電といふものに頼らざるを得ない。竹中さんは運命であると言われた、それぐらい強いウエートが原子力発電にかかるおそれです。それが、御指摘のように、稼働率は低下するし、また、新

衛官長官の御心境をお伺いしたいと思います。(拍手)

最後に、原子力船「むつ」に関して、これも科学技術庁長官にお伺いいたしますが、「むつ」の新定係港を決定すべき期限は、御承知のとおり四月中旬となつておりますが、私ははなはだ危惧の念を抱いております。現地におきましては、早く「むつ」を他に移すべきであるという動向

とは別に、逆に、定係港返上反対の機運も相当高まっているのであります。新定係港はすでに決定しているか、いま決まっていないとする、その見通しはどうなつているのかをお尋ねいたします。

また、日本原子力船開発事業団の存続は、明年三月末で切れるのであります。それまでには試験は完了しないと予想されますので、この事業団の今後のあり方と期限について、どのように考えておられるかお示しいただきたいと思います。

以上、申し述べましたように、私は、我が国は好むと好まざるとにかかわらず原子力利用を進めておられるかお示しいただきたいと思います。

その大前提になるものは、安全と地元の理解だと思います。政府のこの点に対する格段の御努力を切望して、質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(三木武夫君) 竹中君にお答えをいたします。

竹中君が御指摘になりましたように、日本は、二十一世紀が来れば新しいエネルギーの開発が行われるでしょうけれども、その間、火力発電、これを補つていくためには、やはり原子力発電といふものに頼らざるを得ない。竹中さんは運命であると言われた、それぐらい強いウエートが原子力発電にかかるおそれです。それが、御指摘のように、稼働率は低下するし、また、新

環境に対しての住民の不安というものを解消しなければ、この状態というものは是正することがで

きない。そのことについて、いまの政府の意図を御理解願つて、原子力安全局というものを新設されだけは国策としてやつたわけでございますから、今後とも、これを中心にいたしまして、国民の安全と環境に対する不安というものを解消し

て、そして、原子力発電というものをどうしても日本のエネルギー源として開発しなければならないということを、不安を解消しつつ、国民の理解に訴えてまいりたいと考えておる次第でござります。(拍手)

それから、長期計画の点を御指摘になりました。

御承知のように、昭和六十年度に六千万キロワットという目標は、いま四百万キロワットですから、これがなかなか目標達成は容易でないことはおわかりのとおりでございますから、これは十分に検討しなければならぬと思いますが、エネルギー需要の動向とか、現実的な立地の動向とか、中期、長期の経済動向とともにらみ合わせて、これ

は十分に検討いたしたいと思つております。

それから、機構の点をお取り上げになりましたが、御心配をなさる点はまことにごもっともでござりますが、今回、原子力安全局の新設によって、安全体制というものは、これを中心にして強化していきたいと思っております。

しかし、いま通産省、運輸省、科学技術庁、いろいろ原子力行政の機関というものが各省に分かれ過ぎておるではないか、これを統一して処理するようにならざるを得ない。竹中さんは運命である

この問題は原子力行政の基本に触れる問題でありますので、いま、原子力の問題に対しての懇談会を内閣に設けて、各方面の意見を徹して、原子力行政のあり方の根本について懇談会で御審議を願つて、そして結論を得るようにしたい。そういう、いまのような行政の状態というものを、何か

もう少し——これは機構を統一するというだけのものではないと思うのです。機構の統一どいうのは容易でないと思いますが、各省にまたがる原子力行政というものが、何か機能的にもつと一元化できる方法はないかどいうことは、十分に検討いたしたいと思います。

お答えをいたします。(拍手)

○國務大臣佐々木義武君登壇

○國務大臣(佐々木義武君) 竹中議員の御質問に対する御答弁を申し上げたいと思います。

第一は、地元住民の理解と協力を得る方策についてでございます。
原子力開発は、いまお話をございましたように、必ずしも円滑に進んでおらないわけでありまして、その原因は、地元問題に集中的に実はあらわれておるような感じがいたします。御指摘のとおり、安全性に関する不安感、地元利益の還元問題、総論賛成各論反対といったような複雑な要因が絡み合っているのは事実でございます。しかし、それに対する不安感、地元の正当な要求は一つ一つ解決していかなければならぬ、積み重ねていかなければならぬと考えております。

特に、安全性に関する地元の不安につきましては、これまでの地元への説明に必ずしも十分でないところがあつた点は、謙虚に反省いたしまして、地元の住民の立場に立って、誠意を尽くしてその払拭に努力してまいります。その際、御指摘のとおり、日本原子力船開発事業団法の御指摘のとおり、日本原子力船開発事業団法は、昭和五十一年三月三十日までに廃止するものとされております。一方、原子力船「むつ」の開発は、いわゆる「むつ」問題を契機に、その後中断をいたしましたが、今後とも、官民相協力してあります。

もちろん、地元の協力を得るために基本的な前提としては、安全確保に万全を期することが必要あります。政府といつしましては、原子力安全研究予算の大額拡充、安全規制要員の充実等、安全対策を最重点に強化いたしまして、安全性について、国民の信頼の回復を図るべく、格段の努力をいたしております。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する和田貞夫君の質疑

が、残念ながら、現在のこの計画は大幅におくれております。このため、原子力委員会におきましては、前国会で成立を見ました電源三法の活用によりまして、立地地域の公共用施設整備等を行うこととしており、今後とも、地元の納得を得るために一層努力してまいる所存であります。

次に、原子力船「むつ」にかかる新定係港の見通しはどうかという問題でございます。

御心配をかけておる新定係港の決定の問題につきましては、御指摘のとおり、地元との合意に基づきまして、ここ一月余りを以て、新定係港候補地の選定作業を進めなければなりません。このため、本年一月二十三日、科学技術庁、運輸省及び原子力船事業団から成る新定係港推進本部を発足させまして、幾つかの候補地を集中的、具体的に検討させているところであります。新定係港の候補地は、これにより次第にしばられてしまつてはおりませんが、最終の決断には、なお解決すべき問題が残っております。最後の努力を傾けているところでございます。

いすれにいたしましても、御指摘のような点も考慮に入れ、「むつ」の教訓を十分生かし、地元住民全体の理解と協力を得て決定の運びとなるよう、細心の注意を払いながら、現在努力をいたしておりますところであります。

三番目に、原子力船事業団の今後のあり方についてでございます。

○副議長(秋田大助君) 和田貞夫君。
〔和田貞夫君登壇〕
○和田貞夫君 総理、あの原子力船「むつ」が、漁民を中心とした地元住民の強い反対を押し切つてまで出港し、洋上での出力試験中に放射線漏洩が生じ、五十日間もの漂流を続けた果てに、いまや撤去作業の進む母港で雪に埋もれてつながれていますが、その姿にこそ、まさに、わが国のお考えになりませんか。(拍手)

私は、日本社会党を代表いたしまして、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案について、わが党の考え方を述べながら、政府の原子力行政に對する基本姿勢に対し、根本的再検討を求めるとともに、総理以下、関係閣僚の見解をただしたいと存じます。

わが国の原子力行政が低迷を続けていた最大の理由は、そもそも昭和三十年の原子力三法が決められたときに発しているものであります。

神奈川大学の川上教授が、「原子力」という技術の管理が、既往の行政概念になじみにくいものであるにもかかわらず、行政技術的な発想で原子力行政がスタートしたときから問題を内蔵してい

た」と指摘されていますが、まさに核心をついたものであります。さらに、同教授は、「原子力といふ技術の研究、開発、利用にふさわしい体制はどうあるべきか」という基本から出発しない限り、現象的な欠陥をいろいろ指摘してみても、在來的な官僚制度の壁にぶつかるだけである」と、その病根を実に明快に述べられているのであります。

た」と指摘されていますが、まさに核心をついたものであります。このため、原子力委員会におきましては、海外における原子力船開発の動向、船用エネルギーの将来の展望等を勘案しつつ、現在の基本計画を再検討することにしておりますが、この過程において、日本原子力船開発事業団の今後のあり方についても十分検討して、何らかの結論を得るものと考えております。その結論を待つて対処してまいりたいと考えております。

いわゆる「むつ」問題は、わが国の原子力開発史上、まことに遺憾な事件であります。この教訓を今後の開発に生かして、いわば禍を転じて福音とすべく、わが国の原子力開発に全力を尽くして取り組んでいく覚悟でございます。(拍手)

てまいりたいと考えております。

いわゆる「

と独立性を与えることに対し、たとえば、独裁法改正を骨抜きにし、公正取引委員会の機能と権限強化に反対するがごとく、自民党と官僚が危惧の念を抱いたからでございます。そのほかには、もちろん、安全性よりも、経済性本位の開発を推し進めようとした産業界の意図も込められていたことは、また疑いのないところでございます。

原子力開発が始まつて二十年を経過しますが、その間、ほとんど外国技術の導入にのみ終始し、特に原子力発電の分野では、国内に研究開発の体制がないままに推移し、わが国と先進諸国との技術格差は全く解消していないにもかかわらず、産業界では強引に大規模な原子力発電所の建設が進められてきたのであります。

諮問機関的な存在である現行の原子力委員会では、このよくな産業界での独走を防ぐことができぬのは当然であり、原子力発電の技術導入路線計画との間に、有機的関連を持ち得ず、今日に至つては、原子力委員会の設置を決めた原子力基本法第四条の精神を全く喪失したものと言わざるを得ません。

先日の参議院予算委員会において、佐々木長官とも、原子力委員会が開発に力を注ぎ過ぎていて、安全性的問題についてはその責任の所在が分散し、独自の安全研究が不十分だとし、現行原子力委員会の開発中心主義を認めざるを得なかつたところに、現在の原子力行政は尽きているのでござります。

総理、この際、原子力行政を見直す考えはございませんか、見解を明らかにしていただきたいと思います。

以上のような現状に対し、わが党の基本的考え方では、原子力行政の基本姿勢を再検討し、自主、民主、公開の原子力平和利用の三原則を厳守し、安全性を第一とする一元化した原子力行政を確立することであります。以下、安全面、エネルギー政策、原子力行政の組織上の問題点について

て、見解を承っておきたいと思います。
まず、安全面についてでございますが、原子力船の遮蔽技術においてさえ、日本はきわめて未発達であり、基礎的研究の蓄積がいかに欠けていくかは、「原子力船」むづの問題が証明しているところであります。まして、最近相次いで明らかになつてゐる冷却パイプと炉本体の応力腐食割れ、蒸気発生器の細管腐食、燃料棒の破損、緊急冷却装置等の安全装置の機能不全などの問題も、さうした、使用済み核燃料の安全な再処理や、放射性廃棄物の最終処分の問題も、遮蔽技術よりも重大な未知の部分や困難を秘めており、かも、基礎的な研究が決定的に欠けているのが現状であります。また、内部に働く人々の集積被曝線量も、年々大幅に増大しているのが現状ではございませんか。

取り返しのつかない悲劇的な事故を未然に防ぐためには、原子力船であれ、その百倍も大出した出力の原子炉を持つ原子力発電所であれ、また出力の原子炉を持つ原子力発電所であれ、また再処理工場であれ、このような実用装置を建造してよい段階ではなく、全分野における基礎的な研究、研究を積み重ねるべき段階であることが、これの目にも明らかであるにもかかわらず、もちろんアメリカの研究と運転経験や、米原子力委員会の安全評価に依存しているのが現状ではございませんか。

總理、この最も基本的な問題について、どうなうな考え方をお持ちになつているのか、御見解をせんか。

また、実用炉をどんどん大型化し、建設してしまつてから、国民の安全にかかる重大な技術の諸問題の研究が後追いしていくなどといううまい本末倒置であり、他の公害に比べて、はるかに刻になり得る放射能を大量に生み出す原子炉を安全性の十分な確立なくして実用化し、商業的先行させてしまつてよいのでございましょうか。ただ、今までに建設された原子力発電所は

幸いなことに、まだ大事故を起こしていないものの、中小の事故や故障が続発し、いずれも稼働率が著しく低下し、美浜一号炉に至っては、昭和十九年度の稼働率が、実に7%にまで低落しているではございませんか。一基に七百億円も一千億円もかけた原子力発電所が、ほとんど稼働できなくなるということは大変な損失ではございませんか。しかも、このことによつて値上げされた電力料金が使われるのは、国民は納得することができないのでございます。政府の責任ある答弁をこの際求めます。

あわせて、使用済み燃料棒の再処理の後にできる高レベル放射性廃液の処分を、最終的にどのよくなう計画を持っておられるのか、明らかにしていただきたいと思います。一千年以上も安全に漏れないよう保管する必要があるとされているこのようないしろものの、安全な最終保管、処分方法が確立されないまま核燃料を使用し、再処理するなどといふのは、全く危険千万ではございませんか。

原子力の環境 安全問題は、技術と社会の両面から検討されなければならないのは当然ではございますが、昨年十月に原子力委員会の環境・安全専門部会から安全審査体制のあり方などの報告書がなされたのが、今回の改正法案の背景となつてゐるところを考えられますが、この報告書は技術問題終始し、原子力の平和利用推進に欠いてはならぬいい住民の信頼を、いかに回復するかという根本問題が欠落しているのでございます。

わが国の行政全般にわたつて言えますが、原力行政におきましても、住民を行政の客体として、実質的に公正な行政を確保することよりも、技術専門性を主体とした独善に陥り、行政便宜と能率だけを考えて運用されてきたのが実でございます。このことが、住民の不信感を増し、国民の理解と協力が得られないのは当然のとでございます。

また、原子力発電所や、その他の原子力施設設置が予定されている自治体が、その受け入れ

渡つていい見るや、補助金をえざに、いわゆる札束でほつたをひつぱたくような露骨なやり方にもなつてくるのでござります。行政が住民との信頼関係を保持するには、事実をありのままに公開するとともに、とりわけ、原子力のような巨大な新技術の推進に当たっては、不斷の対話が必要であると思ひます。

ところで、現下の原子力行政で最重要な原子炉安全審査会の委員には、安全性に疑問を持つ学者は任命されておらず、せつからく任命しても、良心的な委員は辞職してしまうという始末であり、現在は、企業秘密優先の委員ばかりで構成されているのが実態ではございませんか。（拍手）

また、昭和四十八年に原子炉の設置に係る公聴会制度を設置いたしましたが、ここでも地元民を代表する学者を参加させず、この公聴会には、核燃料再処理施設の設置を含む原子力発電の全システムが、自然社会環境にどのような影響を及ぼすかという総合的な視点が全くございません。

また、開催の必要を原子力委員会の一方的判断にゆだねられ、質疑、討論が一切禁止され、公聴会で陳述された意見に対する原子力委員会の検討結果は、総理大臣に答申する時点でしか明らかにされず、それに対する疑問や新たな反論は、一切許されない仕組みになつてゐるのでございます。

このような現状では、わが国のエネルギー政策とも重要な関連を持つ原子力行政において、その開発、推進の問題のみならず、世界で唯一の被爆国民として、核という問題に異常な関心を持つわが日本人の感情から見ても、原子力行政はさらに混迷を深めるであろうことは、だれの目にも明らかでございます。

総理、あなたも、去る参議院の予算委員会で、現在の原子力行政は開発一本やりのような印象を与えていた、安全性について国民の納得を得るようになつたと述べられまして、原子力委員会の大改革をほのめかしておられるのでござりますが、原子力委員会を独立した行政委員会に改組

しまして、その場合においても、なおかつ、周辺の公衆に著しい放射線災害を与えないことが重要な要件となつてゐるのです。

さらに、専門的な説明になりますが、評価に際しては、炉心の全燃料が溶けて放射性物質が放出されることを仮定しているものであります。この仮定は、通常起り得ないきわめて厳しいものでございます。

次に、再処理施設における高レベル放射性廃棄物の処理の問題でございます。

再処理施設で発生いたしました高レベルの放射性廃棄物につきましては、先進諸国における処理方法と同様に、慎重な配慮のもとに、施設内にとりあえず保管しておく方針であります。さるに、現在、一層処理の安全性を高めるため、固化処理に関する研究開発を、動力炉・核燃料開発事務団におきまして、強力に実は進めている最中でござります。

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(秋田大助君) 内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣田中正巳君。

[國務大臣田中正巳君登壇]

○國務大臣(田中正巳君) 国民年金法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

年金制度については、昭和四十八年に厚生年金及び国民年金を中心に、給付水準の引き上げと物価スライド制の導入を柱とする改善充実を行われ、昨年においても福祉年金額の引き上げ、物価スライドの繰り上げ実施などの改善が行われたところでありますが、その後における経済社会情勢

の公衆に著しい放射線災害を与えないことが重要な要件となつてゐるのです。

さらに、専門的な説明になりますが、評価に際しては、炉心の全燃料が溶けて放射性物質が放出されることを仮定しているものであります。この仮定は、通常起り得ないきわめて厳しいものでございます。

次に、再処理施設における高レベル放射性廃棄物の処理の問題でございます。

再処理施設で発生いたしました高レベルの放射性廃棄物につきましては、先進諸国における処理方法と同様に、慎重な配慮のもとに、施設内にとりあえず保管しておく方針であります。さるに、現在、一層処理の安全性を高めるため、固化処理に関する研究開発を、動力炉・核燃料開発事務団におきまして、強力に実は進めている最中でござります。

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(秋田大助君) 内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。厚生大臣田中正巳君。

[國務大臣田中正巳君登壇]

○國務大臣(田中正巳君) 国民年金法等の一部を

改正する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

年金制度については、昭和四十八年に厚生年金

及び国民年金を中心とした改善が行なわれ、昨年においても福祉年金額の引き上げ、物価スライドの繰り上げ実施などの改善が行われたところでありますが、その後における経済社会情勢

の変動にかんがみ、最も受給者の多い福祉年金の内容をさらに充実させるとともに、拠出制年金についても、急激な物価上昇に対処した措置を講じていく必要があります。

今回の改正法案は、このような趣旨にかんがみ、福社年金額の引き上げ、厚生年金、拠出制国民年金等の物価スライドの実施時期の繰り上げ等を行なうとともに、拠出制国民年金の保険料の適正化改定を行い、年金制度の充実強化を図らうとするものであり、また、年金福祉事業団に政府が出資できることとするための所要の改正を行うことといたとしております。

以下、改正法案の内容について、概略を御説明申し上げます。

第一に、福祉年金の額につきましては、老齢福祉年金の額を月額七千五百円から一万二千円に、障害福祉年金の額を、一级障害について月額一万一千三百円から一万八千円に、二级障害について月額七千五百円から一万二千円に、母子福祉年金及び準母子福祉年金の額を月額九千八百円から一万五千六百円に、それぞれ引き上げることといたしております。

第二に、昭和五十年度における物価スライドの実施時期を、厚生年金及び船員保険については昭和五十年十一月から同年八月に、拠出制国民年金については昭和五十一年一月から昭和五十年九月にそれぞれ繰り上げ、あわせて、国民年金の五年年金の額を昭和五十年十月から、さらに月額一万三千円に引き上げることとしております。

第三に、厚生年金または船員保険の被保険者

で、六十歳以上六十五歳未満の低所得者に支給する在職老齢年金につきまして、支給対象者の標準報酬月額の限度額を四万八千円から七万二千円に引き上げることといたしております。

第四に、拠出制国民年金の保険料につきまして、昨年に引き続き段階的引き上げを行い、その

内容をさらに充実させるとともに、拠出制年金についても、急激な物価上昇に対処した措置を講じていく必要があります。

今回の改正法案は、このようないく必要があ

ります。

おいて出資できるものといたしております。

なお、福社年金の額の引き上げは本年十月から、厚生年金及び船員保険の改正是本年八月から、拠出制国民年金の保険料の額の引き上げは昭和五十一年四月から、年金福祉事業団に関する改正是本年九月から、それぞれ実施することといたとしております。

以上をもつて改正法律案の趣旨の説明を終わります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) これ

では、年金の拡大に大して役立っていないのであります。

そこで、この老齢福祉年金の持つ基本的な性格について、この際、改めて明らかにしてもらいたいのですが、すなわち、老齢福祉年金によって生活保障をする、言いなれば、食つていけるという水準でなければならぬとするのか、それとも、この年金は補足的なものであり、生活保障の機能を持つ他の拠出年金、これとともに十分ではございませんけれども、他の年金よりも水準が低くてもやむを得ない、つまりは、気の毒な老齢者への恩恵的対策であるとしているのか、この点をはつきりする必要があると思うのでございます。（拍手）

私どもは、もちろん食つておける年金、生計を維持し得る水準でなければならないと考えるものであります。が、総理はどのように考えておられるのか、お示し願いたいのでございます。

どうも今回の改正案は、三木内閣の唱える社会的な不公平の是正、特に社会的弱者援護の問題と年金制度の問題とを重なり合わせて、年金制度に対する将来の見通しを欠いたまま、ただ目前の緊急避難的な措置として、この老齢福祉年金を二千円に引き上げたにすぎないとしか思えないでございます。そうではないでしょうか。そうでもないとするならば、むしろ今回の改正を通じて、一般財源の制約を口実として、高福祉高負担を押しつける下地をつくらうとしているのではないか。その点を強く指摘したいのでございます。

現に、財政制度審議会の社会保障に関する建議は、「福祉年金について、一般租税財源だけではなく、拠出制年金の被保険者及び事業主に応分の負担を求ること」と云々と述べており、また二月二十七日、大蔵省は三木総理に、「福祉財源を確保するためには、一般的消費税である付加価値税などが真剣な検討課題となる」との大蔵省の基本姿勢を説明したと新聞が報道しております。昭和

五十一年度に繰り上げることになった年金財政再計算期を前にして、この際、老齢福祉年金の性格、財政負担のあり方などについて、大蔵、厚生

両大臣からも明確な御答弁をお願いいたします。そして、国民所得に占める社会保障給付費の比率は、わずか約七%の状態にあるわが国を、せめてフランス、西ドイツ並みの一五%以上に引き上げるべきではないでしょうか。大蔵大臣の御所見を伺いたいのでございます。

次に、年金財政、年金制度に関連して、厚生大臣に、さらに突っ込んでお尋ねをいたします。

昭和五十一年度の財政再計算に当たって、大臣は、この際、制度の全般的、根本的見直しを行うと述べておられるわけですが、今日まで断片的に語られている考え方は、一例として、去る

一月二十四日の年金局長の基礎年金構想や、昨年九月、当時の政府・自民党首脳会談での賦課方式への切りかえ論などござりますけれども、これらは、むしろ国民党に、とりわけ年金受給者に不安を与えていたのが実情でございます。

つまり、基礎年金構想などの背景には、老齢福祉年金と拠出制国民年金の財政問題があり、さら

に、厚生年金や、その他の公的年金制度間の財政調整にまで発展するのではないかと心配している

のであります。われわれは、制度、財政の抜本的改革を強く望むものであります。たゞ、その際には、公的年金の持つ性格からいって、当然に生存権の保障、社会的連帯、そして世代間の合意によつて支えられるという基本が貫かれていないけれども、

ございません。（拍手）

この基本的立場から、多くの問題点、欠陥を持った現行年金制度に対し、抜本的改革を主張するものでありますけれども、以下、申し上げる諸点について、厚生大臣の御所見を伺いたいのでございます。

その第一は、何と言つても、それぞれの年金給付水準が、絶対的、相対的に低いことございま

す。いわゆるナショナルミニマムを保障する給付

水準になつてゐないのであります。したがいまして、今日の基準で、すべての年金制度の最低保障

率を月六万円とすることが必要であります。

第二に、国民皆年金制度であると言われておりませんけれども、現在最も給付を必要とする老齢者

の大半が、本格的年金給付を受けるに至つてない

のであります。具体的には、現在の老齢福祉年

金受給者約四百万人、それと、俗に谷間と言われた老齢特別給付金受給者約五十万人、さらに、拠出制国民年金の経過年金受給者約二百五十万人が

それでございます。これらの人々は、本来的に年金権を有する者と見なければなりません。したがいまして、夫婦で最低保障額を支給するものとし

て、一人月三万円、夫婦で六万円とすべきでござ

ります。

第三は、今日ようやく物価スライド制を採用さ

れたとは、いうものの、いわゆるタイムラグが解消されておりません。したがいまして、今日のインフレ、物価高のとおいては、消費者物価上昇率が一定水準を超えた場合に、緊急物価スライドを行ふことが必要であります。さらに、社会経済の変動に対応し得る仕組みとするためにも、賃金自動スライドを賃金改定期の四月から実施すべきであります。

第四には、年金制度が、大まかに分けても、八つの制度に分かれていることでござります。し

かも、相互の整合が不十分であり、各制度間の給付水準格差ははなはだしく、昨年度の平均月額で五千円から五万円という格差があるのでございま

す。さらに、標準的な支給開始年齢もまちまちであります。年金年齢をめぐる論議は、いわゆる定期制とも大きな関係を持っていますけれども、

いづれにいたしましても、年金年齢を統一し、ど

の制度に移つても、ひとしく通算することが必要

であります。

こうした問題を抱えている各年金制度の中で

とりわけ問題が多いのであります。

その一つは、何と言つても、それぞのの年金給

付の支給率を、百分の八十を最低とすべきであります。

最後の第六点は、財政の問題でござります。

われわれは、無拠出老齢福祉年金は、これを全額国庫負担とするとともに、他の公的年金は賦課

方式を採用すべきであると、一貫して主張してま

いりました。

ところが、厚生省のこれに反対する理由の最た

その一つの例として、定年退職者の再就職の扱いがございます。いま御提案がありましたが、六十歳から六十五歳までの厚生年金受給者が再就職

された場合には、その受けれる賃金に応じて年金をカットされるという在職老齢年金制度があるわけ

でございます。年金受給資格のつくまで働いて、しかも、政府の中高年齢者の再雇用の呼びかけに応じ、もちろん年金だけでは食つていけませんか

ら再就職はする、すればたで年金がカットをさ

れる、これが社会的公正と言えるでしようか。

そればかりではありません。さらにその上に、

再就職後の低賃金が原因となって、最終的に年金生活者となつたときに、年金額が減るというはな

はだ矛盾した年金計算方法のために、現在泣いておる者もあるわけでございます。このよう弱い

者といひは即刻やめるべきであります。

加えて、自分の年金を自分で計算できないとい

う複雑な仕組みになつております。これを在職時

最高賃金の六〇%になるよう、西ドイツなどで

採用している年金ポイント方式などを検討すべきではないかと考えます。厚生大臣のはつきりした

御答弁を要請いたします。

第五点は、年金における妻の座をどう見るかと

いうことでございます。

直接的には、厚生年金や共済年金などの遺族年

金の支給率でございます。これらはすべて基本年

金額の二分の一となつております。厚生省の調査の結果でも、遺族年金受給者の悲惨な生活状態が明らかにされているのでありますから、障害年金とともに通算制度を採用すると同時に、当面、遺族年

金の支給率を、百分の八十を最低とすべきであります。

るものは、いわゆる世代間の負担の不公平ということです。今後の老人人口比重を考えれば、次の世代の負担が大きくなるから、いまのうちに積み立てておいて将来の負担を軽くするのだとと言うのであります。

ところが、厚生大臣、物価が年に二〇%以上も上昇している現状では、四十九年度で、実に二兆三千億円の積立金がインフレによって奪われているのでありますから、二十年、三十年先には大変な目減り、減価になることは、だれが見ても明らかでございます。しかも、一方で、保障すべき社会的所得水準ははるかに高くなっているでしょう。これでは積み立てておいても、ほとんど足しにならないのではないかでしょうか。

また、わが国はこれから本格的な人口の老齢化を迎えるからと言つておられますけれども、人口問題研究所の調べによりますと、六十五歳以上人口の割合は、確かに昭和四十五年の七%から昭和六十年の九・五%、昭和七十五年には一三・四%に達するものと予想されています。しかし、欧米工業国の大五歳以上人口割合は、現在すでに一〇%から一四%レベルにあるのです。この状態で、今日、賦課方式によつて充実した年金水準を給付しておるのであります。なぜ、これらの諸国と肩を並べるわが国だけができるのでしょうか。

次いで言えば、六十五歳以上人口と、十五歳から六十四歳までの人口、すなわち生産年齢との対比を示す老齢人口指数を見ても、昭和八十年になつて初めて、今日の欧米工業国との同程度になります。工業先進国として、アメリカ、E.C.諸国に伍するわが国が、国民所得に占める年金給付はわずか一・六%、西ドイツの十分の一、フランスの五分の一にすぎないのであります。

○副議長(秋田大助君) 田口君、申し合わせの時間が過ぎましたから、簡単に願います。

○田口一男君(続) しかも、関係指数は、なお二十年から三十年の余裕があるのであります。この

事実からも、いますぐでも、賦課方式によつて食える年金を支給すべきであります。三木総理の決意のほどを示していただきたいのであります。

最後に、現在の老齢者は、教育、税金など、社会的には掛けてきたと見るべきであります。

会的には掛けていたと見るべきでありますから、掛けていないんだから、あめ玉年金でいいというのは大変な間違いでございます。順送りで社会全体で親孝行という賦課方式こそが、生存権の保障、世代間の合意を得る最も必要な、正しい公的年金制度の基本にかなうものと考えます。

福社充実を希望する三木総理、そして、社会保

障問題に熱心な田中厚生大臣の明快な御答弁を期

待いたしまして質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣三木武夫君登壇】
○内閣総理大臣(三木武夫君) 田口議員にお答えをいたします。

田口議員は、福祉年金をこの際大幅に引き上げたらどうか。三万円という額を御提示になりました。

この福祉年金は、御承知のように、これは掛金

のない年金でありますから、多いにこしたことはございませんけれども、その福祉年金は、すべて

ございませんけれども、その福祉年金は、すべて

官 報 (号 外)

老齢福祉年金の性格については、ただいま總理が申し上げましたから繰り返しません。
そこで、福祉年金の性格はさることながら、ながれで、したがいまして、目下給付向上のための財源及び財政方針を検討中であります。いまいろいろ御心配をいただきましたが、その手法については、まだ決まっておりません。
大蔵大臣から御説明がありましたたが、国民所得に対する社会保障給付費の割合でございます。
わが国の社会保障は、その特色として、やつている政策の数、種類については、ヨーロッパの社会保障先進諸国に遜色がないものと思われますが、一部政策の内容について、おくれをとつて、このことは否めないと思想します。特に、年金の成熟度及び人口の老齢化が、いま大蔵大臣が言ったように、歐米に比較しておくれておるのでありますので、今後は、人口の老齢化と年金の成熟度との関連において、年金等の社会保障の充実に特に力をいたしていかなければならないというふうに思っております。
そこで、歐州並みの老齢人口化が完成をするのは、恐らく昭和七十五年度程度だと思われますものですから、その節には、ヨーロッパ等と同一の水準を確保しなければならないと思われております。しかし、今後とも給付水準を上げる必要であります。しかし、わが国の年金は歴史が浅く、給付水準も十分でなかつたのでございますが、昭和四十八年改正で大幅の向上を見たことは、御案内のとおりであります。しかし、今後とも給付水準を上げる必要です。
また、わが国の年金の水準と、ナショナルミニマムの関係でございます。

があるので、五十一年度に財政再計算を行うことにはいたしております。ちなみに、この財政再計算は、本来は五十三年のつもりでございましたが、現下の情勢にかんがみて、二年繰り上げてこれをやろうということあります。ナショナルミニマム的な考え方の導入というのは、理想的には望ましいことだと思いますが、お説のように、最低保障六万円というのは、ただいま直ちに実施するとは困難だと思われます。

福祉年金と経年年金を三万円程度にしろというお話については、總理からだいまお話をあります。したが、これについてはやはり何といつても、財源等の問題を踏まえて見ますと、私は、三万円をいますぐに実施することは困難だというふうに思います。

賃金スライドを四月に実施しろということですります。

わが国の労働事情から、賃金をスライドの指標に導入することは簡単ではない、かえって妥当ではないというふうに思われます。なお物価スライドを続けていて、一定の期間の財政再計算期間に、諸般の状況を見て、年金額の改定を行うといふ従来の手法の方が、合理的であろうと思われます。また、物価スライドの指標となる年度間の物価上昇率が判明するのは五月初めでありますので、事務処理の能力の面もあって、四月から実施せよというのは無理だと思います。

各年金制度のアンバランスを是正せよということですります。

わが国の年金制度は、確かに、いろいろな制度があつて、目的と沿革が違つておつて発達したのですから、これを、いまにわかつて統一することはないがなかむずかしいわけでござりますが、今後、各制度間を通じて、整合性のとれた受給権を図ることが必要と思われますので、老齢年金の支給開始年齢の問題等も含めて、今後、公的年金制度全般の基本的なあり方について、関係省庁の間に十分の調整を図つて検討を進めたいと思いま

は簡略にいたしていきたいというふうに思つてお
ります。
それから、遺族年金の支給割合が五割であると
いうことについて、これはどうもけしからぬで
はないかということです。

これは、各年金制度全部が五割ということです。
今日まで押し通してまいりました。恩給法の流れ
をくむものじやなかろうかと私は思うのでござい
ますが、今日の御時世から見ますると、やはり二
分の一ということは、私は妥当でないと思われる
わけでございまして、次の改正時に、何とか、八
割とまでいくかどうかはわかりませんけれども、
いまの五割よりこれをさらに向上させたいといふ
ふうに思つて、今日検討をいたしております。

賦課方式につきましては、いろいろお話をござ
いましたが、賦課方式というものが一体どういろ
ものであるうかということについて、いろいろと
お互に勉強をしてみたいというふうに思つてお
ります。

完全な賦課方式、これをいま直ちにとれるかと
いうことについて、私もいろいろ勉強しております
が、いま直ちにあなたがおつしやるような、現
在の老人が、あるいは福祉年金の受給者が、過去
勤務がすべてにあつたというふうに考えて、この
人たちにも拠出年金と同じ年金を支給するとい
うような完全な意味の賦課方式をとるとするなら
ば、一体保険料はどのくらいになるであろうかと
いう検討をいたしておりますが、端倪すべからず
るものになるはずでございまして、したがつて、
賦課方式については、私は、いつ、いかなる時期
に、どういう範囲でこれを導入していくかとい
う検討が必要だと思います。(しかし)綿密、
しそうな検討が必要だと思います。しかし、賦課
方式というのは、今後の年金の財政方策として
は十分に検討に値するものと思われますので、
この導入について、できるだけのひとつ努力を
いたしてみたいというふうに思つておるわけ
でございます。

○副議長(秋田大助君) これにて質疑は終了いたしました。

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時一分散会

(理事補欠選任)

一、去る七日、常任委員会において、次のとおり

理事を補欠選任した。

地方行政委員会

理事 片岡 清一君 (理事 古屋亨君去る七日理事辞任につきその補欠)

理事 島田 安夫君 (理事 小山省二君去る七日理事辞任につきその補欠)

商工委員会

理事 萩原 幸雄君 (理事 稲村 佐近四郎君去る七日理事辞任につきその補欠)

理事 前田治一郎君 (理事 森下元晴君去る七日理事辞任につきその補欠)

運輸委員会

理事 西銘 順治君 (理事 佐藤幸行君去る七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

大藏委員

瓦 広沢 力君 (大藏委員 辞任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

社会労働委員

瓦 広沢 緑貫 民輔君 (社会労働委員 辞任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

瓦 広沢 直樹君 (農林水産委員 辞任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣法制局第四部長

別府 正夫君 (内閣法制局第四部長 辞任)

一、去る四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林業大臣

河本 敏夫君 (農林業大臣 辞任)

通商産業大臣

木村 瞳男君 (通商産業大臣 辞任)

運輸大臣

村上 勇君 (運輸大臣 辞任)

郵政大臣

佐々木義武君 (郵政大臣 辞任)

國務大臣

金丸 信君 (國務大臣 辞任)

運輸委員

辯任

綿貫 民輔君

江崎 真澄君

平田 藤吉君

江崎 真澄君

藤山愛一郎君

綿貫 民輔君

江崎 真澄君

丹羽喬四郎君

江崎 真澄君

田代 文久君

江崎 真澄君

坂井 弘一君

江崎 真澄君

社会労働委員

辯任

瓦 力君

小坂徳三郎君

瓦 力君

中川利三郎君

松本 善明君

松本 善明君

津金 佑近君

津金 佑近君

田代 文久君

田代 文久君

中川利三郎君

中川利三郎君

平田 藤吉君

平田 藤吉君

稻葉 誠一君

稻葉 誠一君

森井 忠良君

森井 忠良君

小宮 武喜君

小宮 武喜君

野坂 浩賢君

野坂 浩賢君

美濃 政市君

美濃 政市君

神田 大作君

神田 大作君

稻葉 誠一君

稻葉 誠一君

森井 忠良君

森井 忠良君

小宮 武喜君

小宮 武喜君

野坂 浩賢君

野坂 浩賢君

美濃 政市君

美濃 政市君

百郎君

百郎君

藤山愛一郎君

藤山愛一郎君

松野 賴二君

松野 賴二君

辯任

通信委員

辯任

不破 哲三君

不破 哲三君

平田 藤吉君

平田 藤吉君

稻葉 誠一君

稻葉 誠一君

森井 忠良君

森井 忠良君

小宮 武喜君

小宮 武喜君

野坂 浩賢君

野坂 浩賢君

美濃 政市君

美濃 政市君

神田 大作君

神田 大作君

稻葉 誠一君

稻葉 誠一君

森井 忠良君

森井 忠良君

小宮 武喜君

小宮 武喜君

野坂 浩賢君

野坂 浩賢君

美濃 政市君

美濃 政市君

辯任

農林水産委員

辯任

社会労働委員

辯任

農業協同組合合併助成法の一部を
法律
農業協同組合合併助成法（昭和三十六年四月一日法律第百四十八号）の一部を次のように改正する。
附則第一項中「昭和五十一年三月三十一日」に改める。
和五十三年三月三十一日
この法律は、公布の日から施行する。
附則
理由
農業協同組合の合併の促進を図る必要を存続している実情にかんがみ、農業協同組合助成法に定める合併経営計画の樹立及びする措置等をさらに三年間実施する必要があるが、これが、この法律案を提出する理由である。
本案施行に要する経費
本案施行に伴い、農業協同組合が合併税額は、今後の合併の推移によるが、過半もとに推計すると一合併組合当たりの算出額は三百万円である。
放送法第三十七条第二項の規定に基づき、申請を求める件
右
國会に提出する。
昭和五十年二月二十一日
内閣總理大臣　三井
支予算、事業計画及び資金計画
度取支予算
いて徵収する受信料の月額は、特例措置から徵収する受信料の月額は、カラーテレビ（以下「カラーテレビ」という。）にあっては 315 円、カラーテレビ（以下「カラーテレビ」という。）にあっては 465 円とする。ただし、1 年間の月額は 3,465 円、5,115 円とし、6か月分を前納する者についての当該 6か月分はそれより 60 円とする。
12か月分を前納する者についての当該 12か月分はそれより納する者についての当該 6か月分はそれより

昭和 50 年度 収支 予算 書	
内 部 別	内 部 別
料 入	131,320,680千円
取 支	127,973,421千円
收 信	350,114千円
金 取	2,511,155千円
收 支	494,980千円
入	152,908,680千円
出	57,943,294千円
送 送	37,321,602千円
究 却	947,135千円
年 費	18,513,218千円
費	1,843,815千円
費	17,247,906千円
出	12,990,000千円
費	4,627,260千円
費	369,450千円
出	1,100,000千円

昭和50年度收支予算書			
(款) 事 項	(款) 事 項	(款) 事 項	(款) 事 項
131,329,680千円	127,973,431千円	350,114千円	2,511,155千円
152,908,680千円	57,948,294千円	37,321,602千円	494,980千円
947,135千円	18,513,218千円	1,843,815千円	17,247,906千円
12,980,000千円	4,627,260千円	369,450千円	1,100,000千円

支(金)業収差金

(款)事業収支差金	△ 21,579,000千円
(款)資本(金)	37,757,000千円
(項)本筋債券引当金	12,980,000千円
減価償却金	8,700,000千円
前期繰入資産	381,000千円
放送債権還積立資産も どし入れ	886,000千円
放長期本筋債券引当金	6,000,000千円
放送債権還積立資産繰 入れ	8,800,000千円
放送債券償還金	16,178,000千円
放送債券償還金	13,000,000千円
放送債券償還金	1,298,000千円
放送債券償還金	1,880,000千円
放送債券償還金	1,308,834,700千円
事業収支差金	事業支出は15,580千円である。
特別支出を除いた通常事業支出は15,580千円である。	この経常事業収支差金は、事業収支における特別収入と特別支出の差額21,579,000千円をもつて補てんする。

昭和 50 年度事業計画

事業収支において、事業収支を除いた通常事業収入は15,580千円である。この経常事業収支差金は、事業収支における特別収入と特別支出の差額21,579,000千円をもつて補てんする。

1 計画概説
昭和 50 年度における日本放送協会の事業運営は、前年度以来の社会、経済情勢の激しい変動により、極めて困難かつ重大な事態に際会しているが、受信料の月額を前年度どおりに据え置くこととし、権力業務の合理化、効率化を推進しつつ、国民の要望にこたえるため、テレビジョン、ラジオ両放送の全国普及につとめるとともに、すぐれた放送を実施して、公共放送の使命を果たすこととする。

(1) 放送網の建設については、テレビジョンにおいては、総合、教育両放送網、ラジオにおいては、超短波放送網の建設を行いう。

(2) 放送時間について、テレビジョンにおいては、超短波放送時間は、教育テレビジョンにおいては、ローカル放送においては、地域社会の実情に即応した番組を編成する。

(3) 放送番組の利用については、教育、教養番組の刷新に対応して、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

(4) 受信契約者の普及については、社会情勢の変化と聴視者懸念の多様化、複雑化に即応した事業活動を推進し、受信者の理解と協力をうるよう協会事業の周知、受信の改善を積極的に行ない、権力、受信契約者の維持増加を図る。

(5) 國際放送については、諸外国との経済、文化交流の促進と、国際間の理解と親善に寄与するため、番組内容の刷新を行う。

(6) 調査研究については、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開して、わが國放送文化の発展に資する。

(7) 経営管理については、事業規模の拡大と複雑化に対処し、経営全般にわたり業務の効率化を進め、番組内容の刷新を行う。

建設計画について、テレビジョン、ラジオ放送網の建設に72億7,300万円、放送設備の整備に26億9,900万円、研究設備の整備等に30億2,800万円、総額130億円をもつて施行する。

建設計画

(1) テレビジョン放送網計画

テレビジョン放送の難視聴地域の解消を図るため、180地区にテレビジョン局の建設を完成し、120地区の建設に着手するとともに、沖縄県宮古、八重山地区において、教育テレビジョン局5局の建設に着手するほか、辺境における共同受信施設については、800施設を設置する。また、前年度に引き続き、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行うほか、テレビジョン放送機器の整備等を行う。これらに要する経費は、67億2,300万円である。

(2) ラジオ放送網計画

超短波放送について 10 局の建設を完成し、10 局の建設に着手するほか、ラジオ放送機器の整備等を行いう。これらに要する経費は、5 億 5,000 万円である。

(3) 放送設備整備計画

老朽の著しい放送設備を更新するほか、報道用取材機器、中継放送用機器等の整備を行いうほか、業務の効率化のための機器の整備、宿舎の整備等を行いう。これらに要する経費は、30 億 2,800 万円である。

事業運営計画

(1) 要員および給与

要員については、業務の効率化を積極的に推進して、事業計画の遂行に必要な最小限の人員にとどめることとし、前年度どおり総員を16,560人とする。

(2) 国内放送

ア 放送番組については、テレビジョン放送において、総合放送は、1日18時間の放送時間により、広く一般を対象とした番組を編成し、番組内容の刷新につとめ、教育放送は、1日18時間の放送時間により、組織的、系統的な教育番組を中心とした放送をする。なお、カラーテレビジョン放送時間は、教育テレビジョンにおいて1日1時間増加し、前年度の23時間30分に対し、24時間30分とする。ローカル放送においては、1日1時間30分の放送時間により、地域社会に直結したニュース、報道、教養番組の編成を行いう。

ラジオ放送においては、第1放送は1日19時間、第2放送は1日18時間30分の放送時間により、全般にわたり番組の刷新を図り、受信者の聴取懸念に適合した効果的な番組の編成を行いう。また、超短波放送は、1日18時間の放送時間により、県域を基本とするニュース・インフォメーション番組等ローカル放送およびその特性を生かした音楽番組を編成する。

ソ 放送番組の利用については、番組の効果的な編成とあいまって、学校教育、社会教育面への利用の促進を図る。

このため、番組開発に要する経費の総額は、238億3,836万1千円である。すなわち、番組制作に210億2,311万4千円、番組の編成企画その他に28億1,514万7千円である。

イ 放送施設の運用維持については、置局等による設備の増加に対処し、効率的な保守運用を図る。

これに要する経費は、89億6,459万1千円である。

ウ 通信施設開発については、前年度44億5,769万6千円に対し、6,095万4千円の増額となり、

総額45億1,865万円である。

以上により、国内放送費総額は、前年度315億8,357万7千円に対し、57億3,802万5千円の増額となり、総額373億2,160万2千円である。

(3) 國際放送

国際放送については、1日37時間の放送時間により、ニュース・インフォメーション番組、各地域の特殊性に即した番組を編成し、放送を通じての国際情の理解と親善に寄与する。このため、前年度8億4,547万6千円に対し、1億165万9千円の増額となり、総額9億4,713万5千円である。

(4) 営業關係

営業關係について、社会情勢の変化に即応した営業活動を推進することとし、協会事業の周知、電波障害対策等受信の改善を積極的に行なうとともに、極力、受信契約者の維持開拓につとめ、受信料の確実な収納を図る。

このため、前年度149億4,635万1千円に対し、35億6,686万7千円の増額となり、総額185億1,321万8千円である。すなわち、広報および受信改善關係に15億7,744万2千円、契約収納關係に152億7,187万6千円、未収受信料欠損額却費に16億6,400万円である。

(5) 調査研究關係

調査研究關係については、番組面において、国民生活時間調査、番組聴視状況調査ならびに意向調査等を行ない、技術面において、放送技術新分野の開発研究、カラーテレビジョンの改善研究、放送衛星に関する開発研究、放送技術發展のための基礎研究等を行う。

このため、前年度17億3,079万6千円に対し、1億1,301万9千円の増額となり、総額18億4,381万5千円である。

(6) 管理關係

管理關係については、業務全般にわたり効率化を積極的に推進して、経費の節減につとめるとともに、職員に対する教育訓練の実施等により企業能率の向上を図ることとするが、社会保障費の増加等により、前年度145億9,360万7千円に対し、26億5,429万9千円の増額となり、総額172億4,790万6千円である。すなわち、一般管理に15億3,111万7千円、施設の維持管理に30億1,297万8千円、職員の厚生保健に81億1,109万1千円、退職手当その他に45億9,227万円である。

(7) 減価償却費および財務關係

減価償却費129億9,000千円、放送債券発行償還経費、支払利息等の財務費46億2,726万円および予備費11億円を計上する。

(8) 特別収入および特別支出關係

特別収入は、固定資産売却益等4億9,498万円を計上する。

特別支出は、固定資産売却損等3億6,945万円を計上する。

なお、本年度に繰り越すこととした長期借入金返済金87億円については、事業支出に充てることとする。

4 受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和50年度	昭和49年度	増減
年度初頭契約者数		4,734,000	6,264,000	▲ 1,530,000
年度内新規契約者数		770,000	888,000	▲ 118,000
年度内廃止契約者数		1,900,000	2,418,000	▲ 518,000
年度内増加契約者数	▲	1,130,000	▲ 1,530,000	▲ 400,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和50年度	昭和49年度	増減
年度初頭免除者数		408,000	325,000	+ 83,000
年度内新規免除者数		125,000	114,000	+ 11,000
年度内廃止免除者数		39,000	31,000	+ 8,000
年度内増加免除者数	▲	86,000	83,000	+ 3,000

(2) カラーテレビ契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和50年度	昭和49年度	増減
年度初頭契約者数		20,480,000	18,290,000	+ 2,200,000
年度内新規契約者数		3,719,000	3,320,000	+ 101,000
年度内廃止契約者数		1,919,000	1,620,000	+ 299,000
年度内増加契約者数	▲	1,800,000	2,200,000	- 400,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和50年度	昭和49年度	増減
年度初頭免除者数		79,000	46,000	+ 33,000
年度内新規免除者数		51,000	45,000	+ 6,000
年度内廃止免除者数		17,000	12,000	+ 5,000
年度内増加免除者数	▲	34,000	33,000	- 1,000

(参考1)

前記4のうち沖縄県の区域における受信契約者数

(1) 普通契約

ア 有料契約者見込数

区	分	昭和 50 年度	昭和 49 年度	増減
年度初頭契約者数		86,000	101,000	▲ 15,000
年内新規契約者数		10,000	8,000	▲ 2,000
年内廃止契約者数		22,000	23,000	▲ 1,000
年内増加契約者数	▲	12,000	▲ 15,000	▲ 3,000

イ 受信料免除者見込数

区	分	昭和 50 年度	昭和 49 年度	増減
年度内新規免除者数		5,080	4,880	200
年度内廃止免除者数		310	210	100
年度内増加免除者数	▲	10	10	0
		300	200	100

(2) カラー契約

区	分	昭和 50 年度	昭和 49 年度	増減
年度初頭免除者数		91,000	61,000	30,000
年内新規契約者数		31,000	35,000	▲ 4,000
年内廃止契約者数		8,000	5,000	▲ 3,000
年内増加契約者数	▲	23,000	30,000	▲ 7,000

外債(即期)

区	分	昭和 50 年度	昭和 49 年度	増減
年度初頭契約者数		460	260	200
年内新規免除者数		200	200	0
年内廃止免除者数		0	0	0
年内増加免除者数	▲	200	200	0

(参考2) 有料契約者見込総数

区	分	普通契約者数	カラー契約者数	契約者総数
年度初頭契約者数		4,734,000	20,490,000	25,224,000
年内増加契約者数	▲	1,130,000	1,800,000	670,000
年度末契約者数		3,604,000	22,290,000	25,894,000

昭和 50 年度取支予算および事業計画に基づく本年度における資金計画は、次のとおりである。

別表

(単位 千円)

区	分	第1・4半期	第2・4半期	第3・4半期	第4・4半期	合計
1. 前期末資金有高		14,300,000	8,329,279	6,382,939	5,536,033	
2. 入受放送信債券		32,987,213	33,060,479	43,473,174	38,417,371	147,938,237
3. 固定資産償還積立		31,587,419	26,954,504	36,484,314	30,131,779	125,58,016
4. 放送債券償還積立		0	2,970,000	0	2,970,000	5,940,000
5. 借入金		0	2,000,000	5,000,000	1,800,000	8,800,000
6. 長期交付金		91,705	85,586	85,916	86,907	350,114
7. 取扱金		311,247	909,998	311,247	978,663	2,511,155
8. 固定資産購入		4,860	4,860	173,860	252,950	556,530
9. 放送債券償還積立		0	0	0	886,000	886,000
10. 資産もどし入れ等		991,982	135,531	1,417,837	1,211,072	3,756,422
11. 前受金		38,957,934	35,056,819	44,220,080	38,549,939	156,784,772
12. 事業経営費		33,752,741	28,991,030	39,113,102	30,271,097	132,157,970
13. 建設放送債券償還積立		2,763,156	3,044,056	4,015,948	3,177,440	13,000,000
14. 資産購入		30,000	210,000	30,000	1,610,000	1,880,000
15. 支払利息等		275,000	275,000	275,000	275,000	1,100,000
16. 期末資金有高		2,107,937	2,536,738	785,630	1,918,402	7,348,802
17. 予備費		8,329,279	6,332,939	5,536,033	5,453,465	—

日本放送協会昭和 50 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する郵政大臣の意見
放送法(昭和 25 年法律第 132 号)第 37 条第 2 項の規定に基づき、日本放送協会の昭和 50 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見は次のとおりである。

昭和 50 年 2 月

郵政大臣

日本放送協会昭和 50 年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する意見

日本放送協会(以下「協会」という。)の昭和 50 年度収支予算、事業計画及び資金計画は、おおむね適当である。
なお、協会は、事業計画等の実施に當たつて下記の点に十分配意するとともに、協会をとりまく経営環境が極めて厳しいことを認識し、将来における経営の健全化について今後更に検討を行うべきである。

記

1 昭和 50 年度収支予算は、事業収支において 215 億 7,900 万円の支出超過を生じているが、事業の運営に當たつては、受信料収入の確保と経費の効率的使用に努め、この支出超過額を極力減少させるよう努力すべきである。

2 テレビジョン放送の難視聴解消については、国民の強い要望と放送の全国普及を図るべき協会の使命とにかくんがみ、更に効率的にこれを実施するよう格段の努力を傾けるべきである。

理由

日本放送協会から郵政大臣に提出のあつた同協会昭和 50 年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第 37 条第 2 項の規定により郵政大臣の意見を付して国会に提出し、その承認を受けなければならないこととなつてゐるからである。

放送法第三十七条第一項の規定に基いて、承認を求めるの件(内閣提示)

本件の目的

本件は、日本放送協会の昭和五十年度収支予算、事業計画及び資金計画について、放送法第三十七条第二項の規定に基づき、国会の承認を求めるものである。なお、本件には、「おおむね適当である。」との郵政大臣の意見が付されている。

本件の要旨

収支予算是受信契約者から徴収する受信料の額及び予算経理の基本準則を示す総則並びに収入及び支出の款項別金額を、事業計画は建設計画、事業運営計画及び受信契約者見込数等を、資金計画は収支予算及び事業計画に基づく資金の出入の計画を記載しているものであつて、その要点は次のとおりである。

1 事業支由 事業収支差金	一、五一九億〇八六八万円	(4) 調査研究について、放送番組、放送技術の向上に寄与する調査研究を行うとともに、その成果を広く一般に公開して、我が国放送文化の発展に資する。		
2 資本収支	三七七億五、七〇〇万円	(5) 経営管理については、経営全般にわたり業務の効率化を一層推進し、企業能率の向上を図る。また、要員は前年度どおり総員を一六、五六〇人とし、その給与については、適正な水準の維持を図る。		
3 資本支出	一六一億七、八〇〇万円	受信契約者見込数を基づき、事業収支において、事業収入から特別収入を除いた経常事業収入は一、三〇八億三、四七〇万円、事業支出から特別支出を除いた経常事業支出は一、五二三億三、九二三万円であり、その結果、経常事業収支差金は一、一七億四五三万円の支出超過となつてゐる。この経常事業収支差金は、事業収支における特別収入と特別支出の差額一億二、五五三万円及び資本収入と資本支出の差額一一五億七、九〇〇万円をもつて補てんする」といっている。		
4 建設計画	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	普通契約 (前納) 十二ヶ月分 三一、一五円 カラーチャンネル (前納) 月額 一、七三五円 (前納) 六ヶ月分 一、五六〇円 (前納) 十二ヶ月分 五、一一五円 ただし、沖縄県の区域においては、特例措置として	(1) テレビジョンなどでは、その難視聴地域の解消を図るために、八〇〇地区に中継局の建設を完成し、一一〇地区の建設に着手するところに、沖縄県宮古、八重山地区において、教育テレビジョン局五局の建設に着手するほか、辺地における共同受信施設について、八〇〇施設を設置する。また、県域放送を実施するためのテレビジョン局建設の調査を行はるほか、テレビジョン放送機器の整備等を行ふ。 (2) ラジオについては、超短波放送局一〇局の建設を完成し、一〇局の建設に着手するほか、ラジオ放送機器の整備等を行ふ。 その他放送設備、研究設備及び一般施設の整備を行ふ。	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円
5 事業計画	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円
6 資金計画	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円
7 本件の議決理由	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円	1、受信料(前年度)一〇〇 普通契約 (前納) 六ヶ月分 一、七三五円 カラーチャンネル (前納) 月額 三、四六五円
8 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件及び同報告書	昭和五十年二月十三日 通信委員長代理 理事 加藤常太郎 衆議院議長 前尾繁一郎殿 〔別紙〕 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議	昭和五十年二月十三日 通信委員長代理 理事 加藤常太郎 衆議院議長 前尾繁一郎殿 〔別紙〕 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議	昭和五十年二月十三日 通信委員長代理 理事 加藤常太郎 衆議院議長 前尾繁一郎殿 〔別紙〕 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議	昭和五十年二月十三日 通信委員長代理 理事 加藤常太郎 衆議院議長 前尾繁一郎殿 〔別紙〕 放送法第三十七条第一項の規定に基づき、承認を求めるの件に対する附帯決議

昭和五十年二月十四日 衆議院会議録第十一号

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び同報告書

三三八

政府並びに日本放送協会は、次の各項の実施につとむべきである。
一 放送法の精神にのつとり、表現の自由と不偏

体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員
保護審査会の常勤の委員に改める。

不党を確保すること。
難観聽解消対策を効率的に進める二二。

理
日

（註）財政取引の外的影響によるものと見做すことは、
一 政府は、命令するに依る國立放送の費用について、
一 十分な額の予算化を図ること。
一 協会は、受信契約者の維持増加を図るととも
に、将来における財政基盤を確立し、經營を健
全化するための対策を検討すること。
一 協会は、業務の効率的運営を推進するととも
に、職員の待遇改善についても配意すること。
右決議する。

中央更生保護審査会の機能を強化するため、同審査会の委員四人のうち二人を常勤とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
国会に提出する。
昭和五十年二月一日

二号 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律
犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のようすに改正する。
第七条第一項中「委員長」を「委員のうち二人」に改め、同条第二項中「委員長」を「委員長及び委員」に改め、同条第三項中「委員長」を「委員長及び常勤の委員」に、「行なつて」を行つてに改める。
第九条第一項中「委員」を「常勤の委員」に改める。
第十一条第五項中「行なう委員」を「行う常勤の委員」に改める。

常勤の委員の給与を定めるため特別職の員の給与に関する法律の一部を改正する。この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

1 (施行期日) この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

三 本案施行に要する経費
必要経費は、二千六十九万七千円である。
右報告する。

2 (特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

昭和五十年三月十四日
衆議院議長 前尾繁三郎殿
〔別紙〕 法務委員長 小宮山重四郎

十三の三の一 中央更生保護審査会の委員長及び常勤の委員 第一条第二十一号を次のように改める。
二十一 中央更生保護審査会の非常勤の委員別表第一官職名の欄中「公共企業体等労働委員会の常勤の公益を代表する委員」を「中央更生

政府は、更生保護制度を社会、経済状勢の変化に対応しうるよう次の事項について速やかに検討すべきである。
1 ① 関係法律の整備、統合を行うこと。
2 ② 更生保護施設の運営改善及び更生保護対象者の中止などについて必要な措置を講ずること。

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

卷行所

赤坂裏町二番地 郵便番号一〇七
電話 東京 五八二 四四一一(大代)

区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
藏省印刷局